

魚津市告示第124号

魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱の一部改正について  
魚津の宿泊割引事業補助金交付要綱（令和2年魚津市告示第94号）の一部  
を次のように改正する。

令和3年4月9日

魚津市長 村椿 晃

第2条第3号中「富山県及び近隣県（新潟県、長野県、石川県、岐阜県、  
福井県をいう。）在住者」を「富山県在住者」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。